

# MSS サービス規約

## 第一条【利用規約について】

有限会社 Margin (以下「当社」といいます) は、MSS サービス規約 (以下「本規約」といいます) を定め、本規約及び加盟契約に従い本サービスを加盟者に提供します。  
本サービスの利用申込みを行った時点で本規約の内容を承諾しているものとします。  
尚、本規約と異なる事項を定める場合は、契約時の特記事項に記載する定めが本規約に優先して効力を有するものとします。

## 第二条【用語について】

本規約で使用される用語の意味は以下に定める意味を有するものとします。

- ① 「本サイト」とは、当社がインターネット上で運営するサイト「Relapo (リラポ)」(<https://relapo.jp/>)
- ② 「本サービス」とは、契約書記載の当該サービス
- ③ 「加盟契約」とは、本規約の適用を受ける本サービスの提供に係る当社と加盟者間の契約書並びに特記事項記載の履行に係る契約
- ④ 「加盟者」とは、加盟契約を締結する日本国内に本店や主たる事務所が所在する法人又は個人
- ⑤ 「加盟店」とは、加盟契約に基づき本サービスを受けることができる店舗
- ⑥ 「加盟店ページ」とは、本コンテンツを掲載した本サイト上の加盟店に係る情報ページ
- ⑦ 「本コンテンツ」とは、本サービスに係るすべてのコンテンツに掲載される著作物（文字、画像、及びその他各種データ）の総称
- ⑧ 「ユーザー」とは、本サイトを利用する者の総称
- ⑨ 「一般会員」とは、本サービスを受けることができる個人の総称
- ⑩ 「特別会員」とは、特別会員規約に同意の上、会員登録を行い、当社によって入会を認められ、より充実したサービスを受ける権利を擁した会員の総称
- ⑪ 「成果還元」とは、加盟者が定めた一般会員と特別会員への還元率に則り付与するポイント分の総称
- ⑫ 「依頼フォーム」とは、各条に記載する当社指定フォームの総称

## 第三条【本規約の適用範囲及び変更について】

- (1) 本規約は、本サービスの利用に関し、当社及び加盟者との間に適用されます。尚、当社は以下の場合に、当社の裁量により、本規約を変更できるものとします。
  - ① 本規約の変更が、加盟者の一般の利益に適合するとき
  - ② 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、且つ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- (2) 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の 30 日前までに本規約を変更する旨及び変更後の本規約内容とその効力発生日を当社ウェブサイト (<https://mss-terms.margin.co.jp>) に公開するものとします。
- (3) 変更後の本規約の効力発生日以降に加盟者が本サービスを利用するときは、加盟者は本規約の変更に同意したものとみなします。

## 第四条【本サービスの利用申込みと契約成立について】

加盟者は、「電子契約書」に必要事項を電子署名した上で、当社に加盟契約の締結を行わなければならないものとします。加盟契約は、本規約に同意した上で、電子契約書に電子署名することにより加盟者と当社の間に成立するものとします。但し、以下のいずれかに該当する場合、その旨を加盟者に通知の上、当該加盟契約の成立を取消す場合があり、加盟者は、これを予め承諾するものとします。

- ① 加盟者が利用申込みに際して当方に虚偽の事実を申告したと当社が判断した場合
- ② 加盟契約及び本規約の履行に違反する恐れがあると当社が判断した場合
- ③ 加盟契約に基づき支払うべき料金の支払いを怠る恐れがあると当社が判断した場合
- ④ 本サービスを法令に違反する目的で使用する恐れがあると当社が判断した場合
- ⑤ 本サービス運営を妨げ、又は本サービスの信頼を毀損すると当社が判断した場合
- ⑥ 第三者の著作権、財産権、特許権、実用新案権、意匠権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権、名誉権その他の権利を侵害又は侵害する恐れがあると当社が判断した場合
- ⑦ 利用目的が公序良俗に反する等、本サービスの提供上の支障があると当社が判断した場合
- ⑧ アダルトコンテンツ等、性的表現が含まれると当社が判断した場合
- ⑨ 加盟者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、その他反社会的勢力の構成員若しくは関係者に該当する場合
- ⑩ 受注過多によりお受けできない場合
- ⑪ その他、当社が不適当と判断した場合

## 第五条【契約期間について】

本サイト掲載における契約期間は、電子メールで通知の「MSS サービス開始日」から 1 年間となります。但し、契約期間満了日の前々月末日までに、当社又は加盟者のいずれか一方から書面若しくは電子メールによる解約の意思表示がない限り、加盟契約は、当該期間満了日の翌日から自動的に 1 年間、成果還元を含んだ本サイト掲載のみを更新するものとし、以後、同様とします。

## 第六条【契約内容等の変更又は追加について】

加盟者は、成立した本サービスにおける契約の内容を変更、又はサービスの追加等を希望する場合は、当社にその旨を通知するものとします。尚、当社が別途手続きを行うこと又は改めて契約を締結することを加盟者に對し指示する場合は、当該指示に基づき加盟者は手続きを行う、又は必要に応じて改めて契約を締結する必要があります。本サービスにおける契約の内容変更又はサービスの追加に対して、当社が承諾する旨を加盟者に對し通知し、且つ必要な費用がある場合は、それらの支払いを当社にて確認後、当該契約の内容変更又はサービスの追加等が成立するものとします。

## 第七条【届出について】

- (1) 加盟者は、加盟契約の内容及び加盟店の業態に変更が生じたときは、当社所定の方法（郵送、電子メールのいずれかの手段）により遅滞なくその旨を当社へ届出るものとします。
- (2) 当社は、加盟者から前項に定める届出が第四条の各号の定めのいずれかに該当する場合、当該届出を受理せずに、当該加盟者に係る全て又は一部の加盟契約を第十九条の定めに基づき解約する場合があるものとします。
- (3) 当社は、加盟者が本条第 1 項の届出を怠ったことにより生じた一切の損害について、何らの責任を負わないものとし、加盟者は、これを予め承諾するものとします。

## 第八条【本サービスの内容について】

- (1) 当社は、本サービスを加盟者に有償で提供するものとし、初期費用、システム利用料及びプロモーション費用（以下「月額費用」といいます）の支払いが確認できたことをもって、本サービスの提供における制作作業を開始します。よって、初期費用及び月額費用の支払いの遅れによる制作スケジュールの遅延等について、当社は一切の責任を負わないものとします。尚、本サービス内容に変更がある場合は、事前に書面の送付、電子メールの送信、又はウェブサイトにおける告知、その他当社が適当と認める方法により加盟者に通知をし、30 日以内に異議申立てがない場合、承諾を得たものと見なし、本サービス内容を変更できるものとします。
  - ① 本サイト掲載（加盟店ページ制作含む）
  - ② Twitter 広告における画像制作及び投稿
  - ③ プレスリリース配信（原稿作成及び画像制作）
  - ④ アナログマーケティング（サンクスカード・クーポンカード・チラシ等の制作）
  - ⑤ その他、集客支援に携わるサービス内容（インバウンドマーケティング・リピーター支援・外部 SEO・セールスプロモーション等）
- (2) 契約日より 1 年以内に加盟者より電子メールや当社指定フォームより本サービスにおける進行依頼がない場合、又は制作中において加盟者による確認及び連絡等の遅れにより、開始に至らなかった場合、本サービスの権利が消失することを加盟者は予め承諾するものとします。尚、当該期間を超えたことを事由とした受領済みの初期費用及び月額費用、その他の金銭等についての返金は一切致しません。但し、当社の責に帰すべき事由による場合は、この限りではないものとします。
- (3) 当社は加盟者に事前通知及び承諾なしに本サイトにおける当社主催のキャンペーンを開催、変更、終了できるものとします。但し、当該キャンペーンにおける費用は当社にて負担をするものとします。

## 第九条【料金の支払いについて】

1. 初期費用及び月額費用の支払いについて
  - (1) 加盟者は契約書記載の初期費用及び月額費用を支払うことにより、本サービスを受けることができます。
  - (2) 加盟者の当社に対する支払いは原則として支払期日までに契約書記載の初期費用及び月額費用 1 年分をクレジットカード決済、若しくは当社より発行した請求書に基づき銀行振込にて支払うものとします。尚、当社に対する支払いに係る手数料や消費税等が発生する場合は、加盟者の負担とします。
  - (3) 加盟者の当社に対する支払いにおいて前項以外の月額費用の支払いは、当社にて認めた場合に限り、毎月初回決済日と同日に初回決済で利用したクレジットカードにて継続支払いをするものとします。
  - (4) 加盟者は、更新ごとに本サービスに基づく料金を支払うものとします。
  - (5) 2 年目以降（更新分）は月額費用を、原則として毎月 MSS サービス開始日の前日に初回決済で利用したクレジットカードにて継続支払いをするものとします。尚、月末等により MSS サービス開始日と同日が存在しない場合、その月の末日を決済日とするものとします。加盟者の当社に対する支払いにおいて前述以外の支払いは、月額費用の 1 年分を当社より発行する請求書に基づき、銀行振込若しくはクレジットカードによる一括払いのみ受付けるものとします。
  - (6) 消費税の改定があった場合には、以降改定後の税率による消費税が適用されます。
2. 成果還元費用の支払いについて
  - (1) 本サイト制作時（還元率変更時含む）において、成果還元として依頼フォーム上で加盟者が定めた値に限り、ユーザーへ付与したポイントに発生する原資（費用）は、成果還元費用として当社からの請求に基づき加盟者が負担するものとします。

- (2) 当社は3月、6月、9月、12月にそれまでの期間で発生した成果還元金額をまとめた請求書及びポイント還元申請リストを各月10日までに発行するものとし、加盟者は請求書発行の月末日までに銀行振込にてその料金を一括で支払うものとします。尚、当該月末が土曜日、日曜日、祝日等金融機関の休業日である場合、その前日を支払期日とします。
- (3) 請求書及びポイント還元申請リストの内容に誤りがある場合、請求当月25日までに加盟者は当社へ電子メールで申入れるものとします。当月25日を超えた申入れは、翌月以降の請求金額で調整をするものとします。但し、当該申入れの有効期限は契約満了日が属する月の翌月25日までとします。
- (4) 成果還元費用の請求は、当社よりユーザーに付与したポイントに相当する金額と消費税を合算した金額にて請求するものとします。尚、ポイント還元申請リストに記載する購入金額合計は、ポイント還元対象商品の購入総額を記載するものとします。
- (5) 成果還元費用の請求が10,000円（税別）未満の場合は、次回以降合算した請求金額が10,000円（税別）以上になった際に請求書及びポイント還元申請リストを発行するものとします。尚、契約満了日以降は、請求金額が10,000円（税別）未満の場合でも、請求書及びポイント還元申請リストを発行するものとします。
- (6) 本条第3項に記載の一時停止期間もユーザーからのポイント還元申請は受付けるものとし、成果還元費用が発生する場合があることを加盟者は予め承諾するものとします。
- (7) ユーザーからのポイント還元申請は商品が到着をした日より受付開始としているため、契約解除日が属する月の翌々月まで成果還元費用の請求が発生する場合があることを加盟者は予め承諾するものとします。
- (8) 成果還元費用の請求が発生しない場合は、請求書及びポイント還元申請リストの発行はしないものとします。

### 3. その他

- (1) 決済指定日において料金の支払いが当社にて確認できない場合、該当月分は別途発行する請求書記載の支払期日までに銀行振込、又はクレジットカード決済にて料金を支払うものとします。
- (2) クレジットカード会社から、加盟者指定のクレジットカードが利用できない状態であると当社に通知があった場合は、加盟者は速やかに登録クレジットカードを変更し継続した支払いに応じるか、当社にて発行する請求書をもとに残契約分の全額を銀行振込にて支払うものとします。
- (3) 何らかの理由によりクレジットカードによる継続支払いができない、又はクレジットカード支払いが承認された後に、その理由の如何を問わずカード会社から当社への当該クレジットカード支払いにかかる立替金等の支払いが取消された、銀行振込による支払いを期日までに確認が取れない場合には、本サイトの掲載を一時停止し、支払いが確認できた後、再開するものとします。この場合の一時停止期間も加盟契約が継続するものとし、加盟者は予めこれを承諾するものとします。尚、一時停止による損害又は不利益について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 当社は、本サービスの利用の対価等において、特段の定めのない限り、日割計算を行いません。
- (5) 当社からの請求に対し、加盟者の支払いが期限までに確認できなかった場合、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に応じ、遅延日数1日につき、支払遅延金として年14.6%の割合（1年を365日とする日割計算）の遅延損害金及び支払遅延によって生じた当社の経費を当社発行の請求書をもとに銀行振込、又はクレジットカード決済にて支払うものとします。尚、月額費用及び成果還元費用の決済日の翌日より月末までに発生した遅延損害金は翌月10日に、翌月1日以降に発生した遅延損害金は、翌々月以降に請求するものとします。
- (6) 加盟者からの支払いが期限までに確認できなかった場合、その都度文書等で催促することがあります。又、法律事務所に代金回収業務を委託することがあります。
- (7) 当社は、事由の如何を問わず本規約又は加盟契約に特段の定めがある場合を除き加盟者より受領した本サービスの利用の対価等を返還する義務を負わず、加盟者は、これを予め承諾するものとします。
- (8) 当社は原則、更新時の支払いにおける領収書は発行しておりません。クレジットカード払いの場合、カード会社より発行されるご利用明細をご確認ください。銀行振込の場合、各金融機関より発行される振込証明をご確認ください。但し、加盟者からの要望により、当社で承諾した場合は、その限りではないものとします。

### 第十条 【本サイトについて】

- (1) 当社は、**<特別会員用><一般会員用><会員登録不要一般用>**の3種類で加盟店ページを制作します。
- (2) 当社は、本サイトの機能及びデザイン、その他本サイトに関する仕様について、加盟者の承諾を得ることなく変更できるものとします。
- (3) 本サイトのネットショッピングにおける加盟店ページへ設定した商品の購入リンク先は最大5つまでとし、当社指定の出店サイト（モール）に限定するものとします。又、出店サイト（モール）運営会社からの掲載停止やその他要望があった場合、当社は加盟者の承諾を得ることなく加盟店ページのリンクを削除・変更できるものとします。加盟者と出店先又は当社間でトラブルが生じた場合、当社は一切の損害等につき何ら責任を負わないものとします。
- (4) 加盟店ページの制作は加盟者から当社指定フォーム（<https://registration.relapo.jp/>）での依頼のみ受けるものとします。
- (5) 加盟店ページの制作において、当社より加盟者へ確認及び連絡事項がある場合、当社は契約書記載の電子メールアドレス宛に連絡するものとします。
- (6) 加盟店ページに掲載できる商品数は3商品までとし、4商品以上の掲載を加盟者が希望する場合は、1商品に付き追加掲載料20,000円（税別）を支払うことにより、受付けるものとします。尚、追加商品の掲載期間は、その追加時期に係わらず、契約満了日までとします。
- (7) 加盟店ページに掲載できる商品の価格は15,000円（税込）を上限とするものとします。

- (8) 加盟店ページに使用する画像は加盟者より提供いただくか、当社にて購入リンク先より選定した画像を使用するものとします。
- (9) 加盟店ページの商品の差替えは当社指定フォーム（<https://registration.relapo.jp/application/>）より年間3回まで無料で受付けるものとし、4回目以降は1商品につき5,000円（税別）の請求書を当社より発行し、入金確認後に受付けるものとします。
- (10) 当社にて、加盟店ページへ設定した商品の購入リンク先や価格について変更を認めた場合は、加盟者の承諾を得ることなく変更できるものとします。又、加盟店ページへ設定した商品の購入リンク先が1つも認められないと判断した場合は、その理由の如何を問わず、加盟者の承諾を得ることなく加盟者の本サイトの掲載を一時的に取りやめるものとします。その際に加盟者に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (11) ポイント還元率は、当社の裁量で、上限を一般会員15%、特別会員は50%と定め、年間または月度単位で設定するものとします。
- (12) ポイント還元金額は、契約時に定めた月額費用内の消費税額を除いた30%を上限とし、それを超えた場合は、その月度内のポイント還元の受付を停止いたします。尚、停止前に購入したユーザーから停止中にポイント還元申請があった場合は、翌月度に付与するものとします。
- (13) 当社の裁量で設定した還元率に則り、ユーザーへ付与したポイントに発生する原資（費用）は、当社が負担するものとします。
- (14) 契約満了となる30日前をもって、ポイント還元の受付は停止をし、それ以前に購入したユーザーからの申請のみ受け付けるものとします。

### 第十一条 【ポイント還元について】

- (1) ポイント還元率は掲載商品ごとに設定ができ、当社の裁量で設定した値と、本サイト制作時（還元率変更時含む）に依頼フォーム上で加盟者が定めた値を加算して運用するものとします。
- (2) 加盟者による各商品におけるポイント還元率の設定は、一般会員分として0%～10%、特別会員分として0%～30%の範囲で5%単位にて設定ができるものとします。
- (3) ポイント還元率の変更は、当社指定フォーム（<https://registration.relapo.jp/contact/>）より申請するものとし、月度ごとに変更ができるものとします。月度とは、毎月MSSサービス開始日と同日より翌月の該当日前日までの1ヶ月間をいいます。
- (4) 月度の途中日からのポイント還元率の変更はできないものとします。但し、加盟者の申入れにより、月度の途中での掲載商品の非掲載は受付けるものとします。尚、非掲載商品は本サイト上、特別会員向け及び一般会員向けともに非掲載となります。
- (5) ポイント還元率の変更依頼は、変更希望月度の5営業日前まで受付けるものとします。
- (6) 更新時のポイント還元率の値について、加盟者からの申入れがない限り、本サイト制作時の申請フォーム上で加盟者が定めた値を設定するものとします。

### 第十二条 【Twitter広告について】

- (1) 当社アカウントにて商品のPRを行うものとします。加盟者はPRの必要に応じ、サービス及び商品（商品発送に伴う送料も含む）を無償にて提供するものとします。
- (2) Twitter広告における制作は、加盟者から当社指定フォーム（<https://registration.relapo.jp/>）での依頼のみ受けるものとし、加盟者は依頼の際にプロモーションの詳細について当社へ指示するものとします。
- (3) 当社規定のデザイン・サイズでの制作になります。尚、制作における文言・特典・画像データは、必要に応じ加盟者より提供するものとします。
- (4) 当社がTwitter投稿を行う上で作成した画像について、加盟者による無断転用は禁止するものとします。
- (5) Twitterプレゼントキャンペーン実施において、加盟者のTwitterアカウント名のフォローが応募条件にある場合、加盟者は実施期間中Twitterアカウント名の変更をしないものとします。Twitterプレゼントキャンペーン実施期間中、加盟者によるTwitterアカウント名の変更があった場合、応募条件の加盟者のTwitterアカウントのフォローについては無効となる旨、加盟者は予め承諾するものとします。
- (6) Twitterプレゼントキャンペーン実施における、当選者数は1名～10名の範囲とします。
- (7) Twitterプレゼントキャンペーンにおける当選者の選定は、当社にて行うものとします。
- (8) Twitter投稿における実績レポートの発行はしません。
- (9) 加盟者は当社より確認事項等の依頼があった場合、速やかに確認をするものとします。当社は、加盟者の確認及び連絡等の遅れにより生じた一切の損害について、何らの責任を負わないものとし、加盟者はこれを予め承諾するものとします。但し、当社の責に帰すべき事由による場合は、この限りではないものとします。
- (10) Twitter広告実施において、当社より加盟者へ確認及び連絡事項がある場合、当社は契約書記載の電子メールアドレス宛に連絡をするものとします。
- (11) Twitter投稿において1投稿を1回として提供するものとします。
- (12) Twitterプロモーション投稿は、投稿後のURLを加盟者へ、契約書記載の電子メールアドレス宛に通知、Twitterプレゼントキャンペーン投稿は当選者を選定後、加盟者へ同電子メールアドレス宛に商品発送依頼をすることで、1回分を完了するものとします。

### 第十三条 【プレスリリースについて】

- (1) 加盟者は紹介を希望する商品又はサービス詳細を当社指定の申込みフォーム（<https://registration.relapo.jp/press/>）より依頼するものとし、当社は依頼を確認後、配信に向けての

準備を進めるものとします。

- (2) 当社は原稿 1 案と画像 1 案を作成後電子メールにて提出し、加盟者からの電子メールによる校了連絡を受け後、配信の申請を行うものとします。尚、当社は、加盟者の確認及び連絡等の遅れにより生じた一切の損害について、何らの責任を負わないものとし、加盟者はこれを予め承諾するものとします。但し、当社の責に帰すべき事由による場合は、この限りではないものとします。
- (3) 配信先（媒体）の指定、掲載の保証ができないことについて、加盟者は予め承諾するものとします。
- (4) プレスリリース掲載後の修正、削除は原則できません。修正、削除を希望する場合は、5,000 円（税別）の請求書を当社より発行し、入金確認後に受付けるものとします。
- (5) プレスリリース実施において、当社より加盟者へ確認及び連絡事項がある場合、当社は契約書記載の電子メールアドレス宛に連絡をするものとします。
- (6) プレスリリースにおいて 1 配信を 1 回として提供するものとします。
- (7) 掲載媒体は、当社の判断で 4~6 社選定をし、加盟者へ電子メールにて通知することで 1 回分を完了するものとします。

#### 第十四条【アナログマーケティングについて】

- (1) 当社指定デザイン案 (<https://request.relapo.jp/>) より、加盟者希望の 1 案を、当社指定の申込みフォーム (<https://registration.relapo.jp/analog/>) より依頼するものとします。尚、制作における文言・特典・画像データは、必要に応じ加盟者より提供するものとします。当社は制作した 1 案を電子メールにて提出し、加盟者より校了連絡を受け後、2,000 枚を印刷し、加盟者指定の住所へ発送するものとします。尚、当社は、加盟者の確認及び連絡等の遅れにより生じた一切の損害について、何ら責任を負わないものとし、加盟者はこれを予め承諾するものとします。但し、当社の責に帰すべき事由による場合は、この限りではないものとします。
- (2) アナログマーケティング実施において、当社より加盟者へ確認及び連絡事項がある場合、当社は契約書記載の電子メールアドレス宛に連絡するものとします。
- (3) 校了後の修正及び変更是原則できません。加盟者が校了後に修正及び変更を希望する場合は、10,000 円（税別）の請求書を当社より発行し、入金確認後に受付けるものとします。
- (4) アナログマーケティングは、印刷物の発送をもって納品を完了するものとします。
- (5) 当社指定デザイン案以外での制作を希望する場合、別途見積後、請求書を当社より発行し、入金確認後に受付けるものとします。

#### 第十五条【その他集客支援サービスについて】

その他、集客支援に携わるサービスとは、第十条、第十二条、第十三条、第十四条のサービス実施に伴う、副次的なサービスであり、当社が新たに作業及び制作をするものではなく、又そのサービスの性質上、当社による実施等の報告義務がないことを加盟者は予め承諾するものとします。

#### 第十六条【本サービスの著作権等について】

- (1) 加盟者は、本規約に従い当社に指示若しくは提出する本サービスに係る著作物は、加盟者自らが著作権を有する、若しくは加盟者が著作権を有する第三者より正当に使用の許諾を受けているものであることを当社に保証するものとします。
- (2) 加盟者は、自らの加盟店ページに更新掲載する又は当社に更新掲載を指示、指定、提出等する本コンテンツに係る著作物の著作権（営利目的の有無を問わず、二次的著作物に関する権利を含みます）に関しても前項同様であることを当社に保証するものとします。
- (3) 加盟者は、当社が本サービス及び本サービスが提携する第三者が提供するサービスにおいて前二項に定める著作物を使用する権利（営利目的の有無を問わず、二次的著作物に関する権利を含み、複製、上演、演奏、上映、公衆送信、公衆伝達、口述、展示、領布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、及び当社が事業目的上必要とみなす範囲で改変する権利を含みます。又、これらの権利を第三者に再許諾する権利を含みます）を無償、且つ無期限、地域の限定なく、当社に許諾するものとします。
- (4) 本サービス内に当社が著作権を有する著作物がある場合、当社は本サービスに係る限り加盟者に使用権の対価を生じさせることはできません。但し、当該著作物に加盟者が次の各号のいずれかに該当する改変をした場合、当社は、当該本コンテンツに対し、当社又は当社が指定する第三者が保有する著作者人格権を行使する場合があるものとします。
  - ① 第三者の有する権利を侵害する改変
  - ② 公序良俗に反する改変
  - ③ 前二号の他、当社の意に反する改変
- (5) 加盟者は、当社が著作権を有する著作物を如何なる事由をもってしても、当社の事前の承諾を得ることなく使用できないことを予め承諾するものとします。

#### 第十七条【成果物の取り扱いについて】

当社による加盟者へ本サービス提供により新たに生じた発明、考案、意匠及び創作等、並びに本成果物に関する一切の知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他産業財産権及びこれらの権利の登録等を出願する権利を含み、著作権については著作権法第二十七条及び第二十八条に定める権利が含むものとし、以下同様）及び所有権は、加盟者が当社に対し提供したテキスト原稿及び 画像等の從来加盟者に権利が帰属するものを除き、全て当社に権利が帰属し、留保されるものとします。

#### 第十八条【通知等について】

- (1) 当社は、本サービスの利用に関して書面の送付、電子メールの送信、ウェブサイトにおける告知その他の方法により、加盟者に通知を行うことがあるものとします。
- (2) 当社は、前項の通知を行う時は、加盟者が申込み時に届出した連絡先に対して 通知を行えば足りるものとし、加盟者が連絡先の変更、修正等の届出を怠ったことにより、通知が不達となった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなすものとします。

#### 第十九条【当社による契約の解除について】

- (1) 当社は、加盟者に次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告を要せず、契約を解除することができるものとします。この場合、初期費用及び月額費用の既払い分は返還致しません。
  - ① 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けた場合
  - ② 強制執行、破産、整理、特別清算、民事再生、会社更生手続開始等の申立てがあった場合
  - ③ 他人の著作権その他の権利を侵害する行為、法令違反行為、本規約に違反する行為を行った場合
  - ④ 第二十三条にて明記している事項に該当する行為を行った場合
  - ⑤ 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
  - ⑥ その他、加盟者として不適切と当社が判断した場合
- (2) 加盟者は、本サービスに関して次のいずれかに該当し、又は該当する恐れがある行為を行ってはならないものとします。いずれかに該当し、又は該当する恐れがあると判断した場合、直ちに禁止行為の防止対応及び本サービス提供中止等の当社が適切と判断する措置を講じができるものとします。又、加盟者は、本条に違反したことにより第三者からクレーム又は異議申立て等が発生した場合、本サービスの契約期間中はもとより本サービス契約満了日後であっても、加盟者自らの責任と費用負担でこれを処理及び解決するものとし、当社は一切の責任を負うものではありません。
  - ① 加盟契約の条項のいずれかに違反する行為
  - ② 当社又は第三者の著作権、知的財産権、プライバシー権又はその他権利を侵害する行為
  - ③ 当社又は第三者を差別又は誹謗中傷し、若しくは名誉又は信用を毀損する行為
  - ④ 本サービスの利用権限を第三者に譲渡すること若しくは本サービスの利用権限をサブライセンス、リース、レンタル、ローン 又は販売等をすること
  - ⑤ 本サービスに関する加盟者の地位又は権利義務を第三者に譲渡又は引き受けさせること
  - ⑥ 違法な目的のために本サービスを利用する行為
  - ⑦ 当社の本サービス運営を妨げる一切の行為
  - ⑧ 本サービスに関して知り得た情報を利用し、又は第三者に対して開示若しくは漏洩すること
  - ⑨ 前各号の他、法令、公序良俗に違反する行為並びにその他当社が不適切とみなす行為

#### 第二十条【加盟者による返品・キャンセル・契約の解除について】

- (1) 加盟者はサービスの性質上、返品・キャンセル・中途解約は出来ないことを予め承諾するものとします。但し、本サービスの契約成立後において、加盟者は加盟契約における契約書記載の初期費用と契約期間内の月額費用を支払った上で、当社所定の書面を提出することにより、本契約をキャンセル及び解除することができます。
- (2) 加盟者は、加盟契約の有効期間内において加盟契約の解約を希望する場合、当該解約を希望する日が属する月の前々月末日までに当社所定の書面又は解約希望日を記載した電子メールを当社に提出することにより、当該加盟契約を解約できるものとします。但し、加盟者は、解約日から加盟契約に定める初めに到来する契約の有効期間の満了日までの期間に生じる本サービスの利用の対価の総額に相当する額を解約違約金として当該解約日までに一括して当社に支払うものとします。
- (3) 加盟者は契約満了日の前々月末日まで加盟契約の非更新を申入れができるものとします。但し、これらの措置によって加盟者に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第二十一条【契約終了後の利用契約の効力について】

加盟契約が理由の如何を問わず終了した場合でも、第二十六条、第二十七条、第三十条、第三十三条、第三十四条の各規定は、尚有効とします。

#### 第二十二条【加盟者の義務について】

- (1) 加盟者は、本サービスを利用するにあたり、付随する商品の購入リンク先情報等の必要情報を当社指定のフォームより遅延なく提供する必要があります。商品の購入リンク先情報等の情報提供が遅れたことによる制作スケジュールの遅延について、当社は一切の責任を負うものではありません。
- (2) 加盟者は、当社が本サービス提供のために必要なものとして加盟者が保有するデータファイル及び資料等の開示又は提供を求めた場合、必要に応じて当該資料等を当社に対し開示又は提供するものとします。
- (3) 加盟者は、加盟契約の内容及び加盟店の情報（本サイト掲載商品の仕様・販売 URL・販売価格）に変更が生じたときは、当社所定の方法により遅延なくその旨を当社へ届出るものとします。
- (4) 加盟者は、本サイトで提供する各種情報（販売商品の価格の改定や在庫切れ等による一時販売停止や廃止等）に変更がある場合、ただちにその旨を当社に通知し、情報更新依頼をするものとします。尚、加盟者が通知を怠ったことにより生じた一切の損害について、何らの責任を負わないものとし、加盟者は、これを予め承諾するものとします。
- (5) 加盟者は、当社が加盟者に提供する各種情報、及びその他当社が秘密情報と明示して加盟者に開示する情報を秘密として保持し、第三者に開示又は漏洩してはなりません。尚、本項の定めは、加盟契約終了後も

効力を有するものとします。

#### 第二十三条【禁止事項について】

加盟者は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 本サイト掲載基準 (<https://prohibited.relapo.jp>) に定める禁止事項を加盟店で行う行為
- ② 本サイト掲載基準の定めに違反する内容を加盟店ページに掲載する行為
- ③ 法令及び公序良俗に違反する行為又はその恐れのある行為
- ④ 当社、又は第三者が有する財産権（知的財産権を含む）の侵害、名誉・プライバシーの侵害、及び誹謗中傷、その他の不利益を与える行為又はその恐れのある行為
- ⑤ 加盟者は、自ら又は第三者を利用して脅迫的な言動及び暴力的な要求をする行為。又法的な責任を超えた不当な要求、不確かな情報や風評を流布し偽計や威力を用い、当社又は第三者(本サービス加盟者含む)の業務を妨害する行為
- ⑥ 有害なコンピュータープログラムを本サイトに書き込む行為
- ⑦ 当社の運営を妨げる行為、又は当社の信頼を損ねる行為
- ⑧ 本サービスの全部又は一部を複製、複写する行為
- ⑨ 当社が別途禁止行為として合理的判断に基づき定める行為

#### 第二十四条【権利の譲渡等の禁止について】

加盟者は、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡及び使用させる、又は担保提供その他処分を行ってはならないものとします。但し、当社が事前に承諾した場合は、この限りではありません。

#### 第二十五条【委託・再委託について】

当社は、より良いサービスの提供を目的とし、本サービスの運営の全部又は一部を、第三者に委託する場合があります。第三者への業務委託に関しては、各種情報の取扱いにつき、契約等を通じて、然るべき安全管理が図られるようにします。委託先・再委託先は、個別の契約に基づき当社が負う義務と同一の義務を負うものとします。

#### 第二十六条【秘密保持について】

当社及び加盟者は、加盟契約の有効期間中及び加盟契約終了後であっても、情報開示者及び情報主体の承諾なく加盟契約に関連して知り得た相手方の機密事項を第三者に漏洩又は加盟契約の目的外利用を行いません。

#### 第二十七条【個人情報の取扱い】

- (1) 当社は、加盟契約に基づき保有した加盟者に係る個人情報（以下「個人情報」といいます）に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び当社が別途定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱います。
- (2) 当社は、当社が別途定める「個人情報保護方針」(<http://margin.co.jp/privacy/>)（以下、個人情報保護方針と総称して「個人情報規定」といいます。）に従う他、本サービスの個人情報について以下の目的で利用します。
  - ① 加盟者への本サービスの提供
  - ② 加盟者の管理
  - ③ 本サービスの運営上必要な事項の連絡
  - ④ 料金の請求に関する業務
  - ⑤ 加盟者からの問合せへの対応業務
  - ⑥ 当社及び第三者のサービス等の広告、宣伝、販売の勧誘（電子メール等）
  - ⑦ キャンペーンやアンケート等の本サービスに関する業務（電子メール等）
  - ⑧ 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析
- (3) 当社は、個人情報規定に従い個人情報を適切に保護し、① 加盟者の同意が得られた場合、② 法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査等法律手続の中で開示を要請された場合又は消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、③ 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要に応じ開示する場合の他、次の場合、個人情報を提供することができます。
  - ① 第三者に提供する目的 … 料金の決済を行うため
  - ② 提供する個人情報の項目 … 氏名、加盟者名、料金
  - ③ 提供の手段又は方法 … 電子データ 又は 書面
  - ④ 当該個人情報の提供を受ける者又は提供を受ける者の組織の種類、及び属性 … カード決済代行事業者、金融機関
- (4) 当社は、個人情報規定に従い、本条第2項の利用目的の範囲内で業務の全部又は一部を第三者に委託する場合があります。

#### 第二十八条【本サービスの停止、変更について】

当社は、以下の事項に該当する場合、本サービスの運営を停止又は中断、変更できるものとします。

- ① 本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検又は更新を行う場合
- ② 地震、落雷、火災、停電又は天災等の非常事態及び不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
- ③ コンピュータ又は通信回線等が事故により停止した場合

- ④ その他、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合

#### 第二十九条【本サービスの廃止について】

- (1) 当社は、任意に本サービスを廃止することができるものとします。その場合、当社は、可能な限り事前に、その旨を加盟者に郵送、電子メールのいずれかの手段にて通知を致します。
- (2) 当社は、前項に定める本サービスの廃止がおこなわれる場合について、当社が加盟者から本サービスの利用の対価等において前受として受領している金員がある場合、当該前受に係る金員（本サービスの未利用期間月数分を指すものとします）の返還をする他は、加盟者に対し何らの責任を負わないものとします。

#### 第三十条【損害賠償について】

- (1) 本サービスの利用に関して加盟者が当社又は第三者の権利を侵害する等をした結果、当社、本サービスに関連する法人及び個人が、当該第三者から請求若しくは要求を受けた場合又は加盟者の責に帰すべき事由により当社に損害が発生した場合は、加盟者は、自己の責任と負担において当社、本サービスに関連する法人及び個人を保護し、弁護士費用を含む一切の関連費用を補償又は賠償するものとします。尚、当社は、当該第三者に現実に損害額を支払う前でも補償又は賠償を加盟者に請求できるものとします。
- (2) 本サービスの利用に関して加盟者にいかなる損害が生じても当社の故意又は重大なる過失による場合の他は、一切の責任を負わないものとし、その賠償額は、当社が当該加盟者から受領した当該案件の対価を上限とします。

#### 第三十一条【不可抗力について】

- (1) いずれの当事者も、以下の事由による義務の不履行又は遅滞について責任を負わないものとします。
  - ① 戦争、内乱、テロ、暴動
  - ② 天災、火災、原子力災害、大規模停電
  - ③ 債務者の責めによらない電気、インターネット又は電気通信上の機能停止
  - ④ 政府の規制（輸出又はその他のライセンスの拒否、取り消しを含む）
  - ⑤ その他前各号に準ずる非常事態
- (2) 両当事者は、不可抗力の影響を緩和させるために合理的に努力を行うこととします。これらの不可抗力が30日以上継続した場合は、いずれの当事者も通知により履行されていないサービスを終了させることができるものとします。

#### 第三十二条【反社会的勢力との関係について】

当社又は加盟者は、自分が反社会的勢力等（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第九条に定める暴力的 requirement 行為を行う者、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、右翼団体、その他反社会的勢力の構成員若しくは関係者を意味する）に該当しないこと、及び反社会的勢力と一切の関係を有しないことを表明し、保証します。当社若しくは加盟者が当該保証に違反した場合には、催告を要せず相手方に通知することにより、直ちに契約を解除することができるものとします。又、当社は加盟者の代理人若しくは媒介をした者が反社会的勢力等であることが判明した場合には、加盟者に対し、契約の解除その他必要な措置を講ずるよう求めることができるものとします。

本条に基づく解除により加盟者に損害が生じた場合であっても、当社は何ら責任を負わないものとともに、当社に損害等が生じた場合には、加盟者に対し損害賠償を請求することができるものとします。

#### 第三十三条【免責事項について】

当社は、本サービスの内容及び機能等に関する、技術上又は商業上、その完全性、正確性、将来の結果（加盟者サイトのアクセス数、売上及び検索サイト表示順位等）及び有用性等につき一切の保証するものではありません。本サービスの提供に関連して加盟者に生じた損害について一切の責任を負うものではありません。

#### 第三十四条【合意管轄について】

本規約に関する準拠法は、日本法とします。  
本規約に定めのない事項及び利用契約に関して加盟者と当社の間で問題が生じた場合には、加盟者と当社で誠意をもって協議するものとします。  
本サービスに関して加盟者と当社との間で紛争が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2022年2月1日制定

2022年9月6日改定

2022年10月12日改定